二　保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。

イ　保管の委託を受けたクロスボウを前号の保管の設備に確実に施錠して保管すること。

ロ　前号の保管の設備を常に点検し、同号の基準に適合するように維持すること。

ハ　責任者を定めて、別記様式第七十二号の保管受託簿に所要の事項を記載させること。

ニ　ハの保管受託簿は、最終の記載をした日から起算して三年を経過するまでの間保存しておくこと。

ホ　保管の委託を受ける場合は、保管を委託しようとする者に対し、当該保管の委託を受けるクロスボウの所持の許可に係る許可証の提示を求め、当該保管の委託を受けるクロスボウの所持の許可に係る許可証の交付を受けていることを確認すること。

（電磁的方法による保存）

第九十二条　第九十一条第二号ハ又は前条第二号ハに規定する保管受託簿に記載することとされている事項が電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて第九十一条第二号ニ又は前条第二号ニに規定する保管受託簿の保存に代えることができる。

（保管業務の廃止又は停止の命令）

第九十三条　法第十条の八第三項又は第十条の八の二第三項の規定による保管業務の廃止又は停止の命令は、別記様式第七十三号の保管業務廃止等命令書を交付して行うものとする。

（照会書）

第九十五条　都道府県公安委員会は、法第十三条の二の規定による照会を書面により行うときは、別記様式第七十五号の銃砲等又は刀剣類関係事項照会書を用いるものとする。

（保管した銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品の返還）

第九十七条　法第十三条の三第二項又は第四項の規定による返還は、保管書及び別記様式第四十号の受領書と引換えに行うものとする。

（確認又は許可証の提示の方法）

第九十八条　法第二十一条の二第一項及び第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　譲受人又は借受人（以下「譲受人等」という。）が法第三条第一項第二号の二、第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号又は第十四号に該当することを確認する場合　次のいずれかによる方法

イ　譲受人等に対して法第三条第一項第二号の二、第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号又は第十四号に掲げる銃砲等又は刀剣類（以下「特定銃砲刀剣類等」という。）を、譲受人等又はその使用人に直接交付することにより譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該譲受人等が銃砲等若しくは刀剣類の管理に係る職務を行う国若しくは地方公共団体の職員であることを証明する書類、当該譲受人等に係る教習射撃場指定書若しくは練習射撃場指定書、当該譲受人等が武器等製造法の猟銃等販売事業者であることを証明する書類又は当該譲受人等に係る銃砲刀剣類製造等届出書（以下「証明書類」と総称する。）（使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類）の提示を受け、及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類等を所持しようとする旨の説明を受ける方法

（電磁的方法による保存）

第九十二条　前条第二号ハに規定する猟銃等保管受託簿に記載することとされている事項が電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて同号ニに規定する猟銃等保管受託簿の保存に代えることができる。

（保管業務の廃止又は停止の命令）

第九十三条　法第十条の八第三項の規定による保管業務の廃止又は停止の命令は、別記様式第七十三号の猟銃等保管業務廃止等命令書を交付して行うものとする。

（照会書）

第九十五条　都道府県公安委員会は、法第十三条の二の規定による照会を書面により行うときは、別記様式第七十五号の銃砲刀剣類関係事項照会書を用いるものとする。

（保管した銃砲若しくは刀剣類又はけん銃部品の返還）

第九十七条　［同上］

（確認又は許可証の提示の方法）

第九十八条　［同上］

一　譲受人又は借受人（以下「譲受人等」という。以下同じ。）が法第三条第一項第二号の二、第四号の四、第四号の五、第八号又は第十二号に該当することを確認する場合　次のいずれかによる方法

イ　譲受人等に対して法第三条第一項第二号の二、第四号の四、第四号の五、第八号又は第十二号に掲げる銃砲又は刀剣類（以下「特定銃砲刀剣類」という。）を、譲受人等又はその使用人に直接交付することにより譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該譲受人等が銃砲若しくは刀剣類の管理に係る職務を行う国若しくは地方公共団体の職員であることを証明する書類、当該譲受人等に係る教習射撃場指定書若しくは練習射撃場指定書、当該譲受人等が武器等製造法の猟銃等販売事業者であることを証明する書類又は当該譲受人等に係る銃砲刀剣類製造等届出書（以下「証明書類」と総称する。）（使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類）の提示を受け、及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類を所持しようとする旨の説明を受ける方法